

市職員の住民自治協議会活動への参画促進について

1 経過

平成 18 年度から職員地区サポートチーム制度により、住民自治協議会の活動を支援してきたが、目立った成果がなかったため、活動に参画する際の市職員の立場を「職務」と「市民」に整理し、「市民」の立場での市職員の住民自治協議会活動への参画を促進することを目的に要領を定めて、平成 22 年 8 月から試行した。

＜整理の仕方＞

- ・住民自治協議会の活動に対する専門的な見識が必要な支援は、個々の担当課が職責として実施すべきもの。
- ・住民自治協議会が望んでいる「一市民（地区住民）としての活動への参画」を促進したい。

2 試行結果

別紙のとおり

⇒年度途中からの試行であったものの、職員地区サポートチーム制度による実績を上回った。

3 課題

いわゆる非常勤的任用職員（臨時・嘱託職員）から、在住地区外の住民自治協議会が実施するイベント等への参画の希望があったが、原則として常勤職員としていたため対象外として取り扱った。

4 今後の方向性

平成 23 年度からは、平成 18 年度から施行してきた職員地区サポートチーム制度を廃止の上で、今年度試行した「職員の住民自治協議会活動への参画に関する要領」を本格実施することとする。

また、上記の課題を踏まえて非常勤的任用職員も対象とするよう要領を整備する。